## 令和2年度 指定障害福祉サービス事業者等に対する指定及び指導等の状況

1 指定及证	び指導等の状況	I	ı	ı	I		ı	ı	I	ı		ı	ı	ı	ı	ı		ı	I			都道	有県	市名	ψ	支阜」	県
是正改善指導事項		居宅 養業 所	重訪介事所	同行護 事 所	行動護 事 所	療養護業所	生活 非	短期 入事業 所	重障者包支事所度害等括援業	障者 援 設	自訓(機能練事所立練)訓)業	自訓(生活練事所立練 訓)業	就移支事所 第行援業	就継支(A型事所	就継支(B型事所	就定支事所	自生援事 事所	共生援事所	地移支事所	地定支事所	児発支事所	医型童達援業療児発支事所	放後デサビ事所課等イース業	居訪型童達援業宅問児発支事所	保所訪支事所	福祉障児所設 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	医型害入施 医原隙
1 指定等の	状況																										
前年度末現在	の指定事業所等数(A)	149	119	33	20	0	130	110	0	41	1	10	34	84	155	7	1	83	26	26	98	1	168	2	18	2	3
	指 定(a)	12	10	2	1		15	10				1	1	2				16			14		34	2	4		
	更新	9	11	5	2		18	14		7			3	13	17			7	3	3	5		15				
	廃 止(b)	8	6	3			3	4				1	3	1	4	1		2			2		9				
当該年度(令 和2年度)の指	辞 退(c)									1																	
定状況(B)	未 更 新(d)																										
	取 消(e)																										
	効力停止(全部停止)																										
	効力停止(一部停止)																										
令和2年度末の指	旨定事業所等数(A)+(B)	153	123	32	21	0	142	116	0	40	1	10	32	85	173	6	1	97	26	26	110	1	193	4	22	2	3
取消(e)のうち連座制が通	<b>適用され各都道府県に通知したもの</b>																										
2 指導及び監	査の状況																										
事	業所等数	149	119	33	20	0	130	110	0	41	1	10	34	84	155	7	1	83	26	26	98	1	168	2	18	2	3
	計画数																										
集団指導	実施数																										
	実施率(%)	0%	0%	0%	0%		0%	0%		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	計画数	10	7	2			13	3		4		2	2	4	11			10			9		29	2			1
実地指導	実施数	10	7	2			11	2		4		2	1	3	8			6			8		24	2			1
	実施率(%)	7%	6%	6%	0%		8%	2%		10%	0%	20%	3%	4%	5%			7%	0%	0%	8%	0%	14%		0%	0%	33%
監査	実施数	1																									
3 実地指導結 第1 基本方針	果の事項別是正改善指 ・一般原則	■ <b> </b>   事状	I C況				1	1		4					2			2					2				
第2 人員に関	 する基準	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	(1)	( )	( )	( )	( )
1 従業者( 1 看護職	の貝数(生估支援貝、 昌等)																						3				
7 年半年) 2 管理)責	ス提供(児童発達支援																										
3 管理者																											
4 利用者	数の算定																										
5 職務の																											
ん 従たる 6 特例	事業所設置の場合の					$\mathbb{Z}$																					
	よる指定自立訓練					$\angle$											$\mathbb{Z}$									$\mathbb{Z}$	
第3 設備に関	する基準																										
第4 運営に関	する基準	(3)	(2)	( )	( )	( )	(8)	( )	( )	(2)	( )	(2)	( )	(4)	(8)	( )	( )	(6)	( )	( )	(8)	( )	(19)	(2)	( )	( )	( )
1 内容及び	が手続の説明及び同意						3							1	1			1			2		3	1			
2 契約支約	合量(契約内容)の報告等						2	$\angle$				1			2			$\angle$					1			Z	Z
3 提供拒否																											
4 連絡調整 せん調整	(要請)に対する協力・あっ																										
5 サービス	提供困難時の対応					$\angle$																					
6 受給資格	各の確認										•											1					

是正改善指導事項	居宅護業所	重訪介事所	同行護事所	行動 接護事所	療養護	生活護事所	短期所事所	重障者包支事所	障害 養 援 設	訓練(機訓)事業	自訓(生活練事所	就移支事所	就継支(A型事所)	就継支(B型事所	就 党 差 援 業 所	自生援事所	共生援事所	地 移 技 賽 所	地定支事所	児発支事所 (1)	医型童達援業	放後デサビ事所	居訪型童達援業宅問児発支事所	訪問支援	福祉障児所設	型障 害児 入所
7 介護(訓練等)給付費等の支給(決定) の申請に係る援助																						1				
8 心身の状況等の把握																										
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等																										
 10 身分を証する書類の携行																										
 11 サービスの提供の記録	1					1			1					1			1			4		5				
12 利用定員																										
13 開始及び終了(入退居)・居住地変更への対応																										
14 入退所(居)の記録の記載等																										
恒に事業者か文紹状に障害者等に 15 求めることのできる金銭の支払の範囲						1								1												
 16 利用者負担額等の受領																	1					1				
17 利用者負担額に係る管理																										
18 給付費等の額に係る通知等																						1				$\blacksquare$
19 取扱方針													1							1		1				=
20 計画の作成(書類の交付)						6					4		4	8			3			5		12	1			
21 サービス提供(児童発達支援管理)責 任者の責務														1												
22 管理者の責務(管理者による管理等)	1					1								3								2				
23 同居家族に対するサービス提供の禁止																										
24 (その他の)サービスの提供																										
25 検討等																										
 26 相談及び援助																										
28 雇用契約の締結等																										
29 看護·介護·家事等																										
30 生産活動·就労																										
31 工賃の支払・賃金													1	1												
32 実習の実施																										
33 求職活動の支援等																										
34 職場への定着のための支援																										
35 就職状況の報告																										
36 利用者及び従業者以外の者の雇用																										
37 社会生活上の便宜の供与等																										
38 地域生活移行のための支援						$\mathbb{Z}$																				
39 食 事						1								1												
40 実施主体					$\angle$	$\angle$														$\angle$						
41 事業所の体制・支援体制の確保					$\angle$	$\mathbb{Z}$								$\overline{Z}$					$\angle$	$\angle$						
42 障害福祉サービスの提供に係る 基準					$\angle$	$\mathbb{Z}$								$\angle$					$\angle$	$\mathbb{Z}$						
43 健康管理																				1						
44 緊急時等の対応																										
45 入院期間中の取扱い																										
46 支給決定障害者等に関する市町 村への通知																										Ш
47 運営規程						2							1				1			2		6				
48 介護等の総合的な提供					$\angle$																					
49 勤務体制の確保等	1								1					1						1		1				
50 定員の遵守	$\angle$		/															$\angle$	$\angle$			1				
51 非常災害対策	$\angle$					3							1	3			1			1		5				
52 設備及び備品等					$\angle$					$\angle$				/												
																				_						. 7

是正改善指導事項	居主護業所	重訪介事所	同援事所	行	療養護新所	生活護業所	短期 入事 所	重障者包支事所	障者接設	自訓機能練事所立練 訓)業	自訓(生活練事所	就移支事所	就継支(A型事所	就継支(B型事所	就定支事所	自生援事所	共生援事所	地移支事所	地定支事所	児発支事所	医型童達援業	放後デサビ事所	居訪型童達援業	保所訪支事所 音樂	福型害入施 記	型障 害児 入所
54 協力医療機関等																										
55 掲 示	ĺ					1					1		1	2												
56 秘密保持等																				1		3				
57 情報の提供等(広告)																						2				
58 利益供与(収受)等の禁止																										
59 苦情解決													1													
60 事故発生時の対応									1								1									
61 会計の区分						1														2		3				
62 身体拘束等の禁止					ĺ	3			2																	
超域との連携等(関係機関との連 63 絡調整)					1																					
64 記録の整備						1							1	1												
65 経過措置・特例										$\overline{}$			$\overline{}$							$\overline{}$						
66 虐待の禁止																	$\overline{}$			3		5				
67 懲戒に係る権限の乱用禁止																										
68 障害児に係る給付金の金銭管理																				$\overline{}$						
障害福祉サービスの体験的利用 69 支援																										
70 体験的な宿泊支援																				$\overline{}$						
71 その他(職員の雇用契約 )													1													
その他(設備及び備品等 )																	1									
その他(感染症対策 )																						1				
その他(虐待の禁止 )	2	2				1					1			2			1									
第5 多機能型(一体型)に関する特例																			$\overline{}$	$\overline{}$						
第6 変更の届出等						1																				
第7 給付費の算定及び取扱い	( )	(1)	( )	( )	( )	(4)	( )	( )	( )	( )	(1)	( )	(3)	(3)	( )	( )	(2)	( )	( )	(1)	( )	(7)	(1)	( )	( )	( )
1 基本事項																										
2 ○○サービス費・○○給付費		1				2								2			1					4				
3 各種加算						6					1		6	4			4			2		10	1			
第8 その他	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
1 その他( )																										
2 その他( )	Î																									
3 その他( )																										
4 その他( )																										
5 その他( )					Ī																					

- (注) 1 「実地指導結果の事項別是正改善指導状況」欄の()の中には、各事項の積み上げ合計数ではなく、是正改善指導を行った事業所等の 実数を記入すること。 従って、()を付した事項に関しては、是正改善指導数の合計数の記入は要しない。
  - 2 第1~第7に該当しない項目は、第8「その他」欄に記入すること。その際、()内に具体的指導事項を記入すること。
  - 3 指定都市・中核市の新設に伴う移譲については、「前年度末現在の指定事業所等数(A)」で整理(県は減、市は増)して記入すること。
  - 4 「当該年度の指定状況(B)」欄について、指定の更新をせずに失効となったものは、「未更新」に記入すること。
  - 5 「取消(e)のうち連座制が適用され各都道府県に通知したもの」は、H24.3.30障企発0330第5「業務管理体制の整備等の施行について」第二の4 (2)ウに基づき通知した事業所等数を記入すること。
  - 6 「3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況」の各事項に記載する事業者数等について、全体(法人や施設)に対して指導や指摘をした場合は、代表的なサービス(施設)だけではなく、併設している全てのサービスについても、計上すること。